

奈良県都市計画道路の見直しガイドライン(改定版) の策定について

令和8年3月25日(水)
知事定例記者会見資料

県土マネジメント部まちづくり推進局
県土利用政策課
内田、藤井(内線 64161、64162)

1. 都市計画道路の見直しの背景

◎都市計画道路は、**都市の将来像**を見据え、**都市の発展**と**機能的な都市活動**を確保するために計画されている。

◎全国的に都市計画道路は、**昭和40年代の高度経済成長期**において、人口増加、自動車交通量の増加及び都市の拡大を前提に決定されたものが多く、都市計画決定後、**未着手のまま長期間が経過**している路線が存在する。

※全国の都市計画道路の整備率:68.3%(令和6年度末時点)

本県の都市計画道路の整備率:55.6%(令和6年度末時点)

◎**人口や交通量の減少**など、社会経済情勢の変容に伴い、**都市計画道路を取り巻く環境も大きく変化**している。

2. 本県の都市計画道路の見直しの経緯

◎都市計画道路見直しのこれまでの経緯は、以下のとおり。

時 期	経 緯
平成12年度	<ul style="list-style-type: none">国が「都市計画運用指針」において、都市計画道路の必要性の検証を行うことを推奨
平成22年度	<ul style="list-style-type: none">人口や交通量の減少などの社会経済情勢の変容を踏まえ、都市計画道路の見直しのため「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」を策定市町村と連携し都市計画道路の見直し(1巡目)に着手 (23市町で未着手の区間を有する都市計画道路を対象に実施)
平成29年度	<ul style="list-style-type: none">国が「都市計画道路の見直しの手引き」において、見直しの観点や進め方の標準的な手法を提示
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">2巡目の見直しに向けて「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン(改定版)」(以降、「改定版」)の策定に着手

3. 改定版の策定について

◎**2巡目の見直し**に向けて、国が示した「都市計画道路の見直しの手引き」(H29年)を基に、有識者の意見も踏まえ、**改定版を策定**した。

- **1巡目の見直し**は、国が示した「都市計画運用指針」(H12年)を踏まえ、**都市計画道路の必要性(存続又は廃止)の結論を優先**して実施した。

1巡目の見直し
(結果)

都市計画道路約400路線のうち、事業未着手の区間を有する約190路線を対象に検討を行い、約20路線を廃止。



- **2巡目の見直し**では、交通量減少等の社会経済状況の変化を踏まえ、改めて都市計画道路の必要性を検討する。また、国が示す手引き等を基に整理した**新たな観点(次頁参照)**を追加し、**都市計画道路の見直し**を行う。

2巡目の見直し
(予定)

1巡目で廃止した約20路線を除き、約170路線を対象に検討する予定。
(対象路線の約9割が、昭和40年代までに都市計画決定した路線)

4. 主な変更内容

◎2巡目の見直しでは、改定版に基づき、以下の観点についても検討を行う。

- ① 線形や構造及び将来交通量や沿道利用状況に応じた道路規格等を検討し、**都市計画の変更を速やかに実施**
- ② 「存続」と結論づけるまでに、**周辺への影響及び事業実施の観点を検証**

①車線数、歩道幅員等の検討

都市計画道路の
変更案の検討

- (例)・将来交通量を踏まえた、**車線数及び道路規格の検討**
・沿道の利用状況等に応じた**歩道幅員や片側歩道の検討**

イメージ図

【現行】



両側歩道から
片側歩道に変更

4車線から
2車線に変更

【変更】



建築制限の解除

建築制限の解除

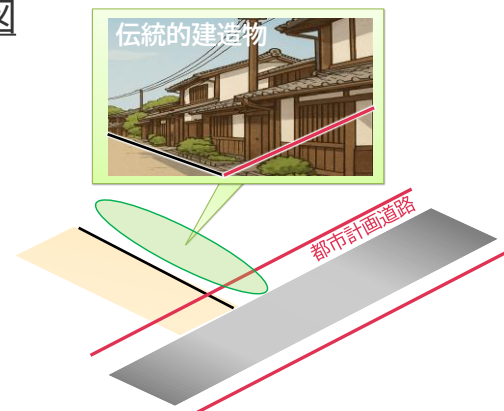
➡ 将来交通量を踏まえた最適な道路規格等に変更

②路線の計画が周辺に与える影響の検証

実現性の検証

- (例)・**歴史的・伝統的建造物への影響**
- ・**住宅密集地**の有無(コミュニティの分断・喪失)
 - ・**良好な景観**を阻害・喪失

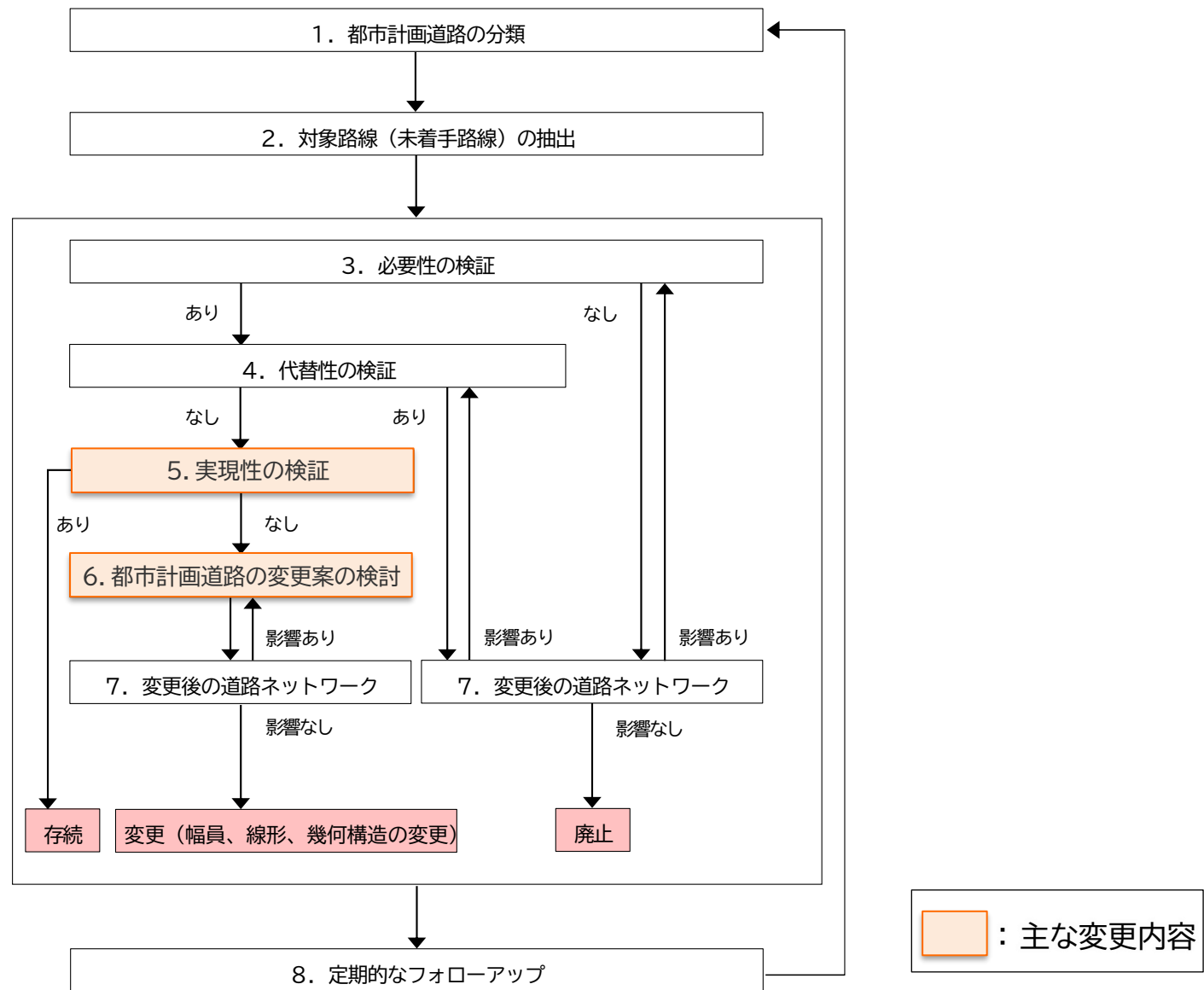
イメージ図



➡ 支障物件を回避する線形・構造変更を検討

5. 改定版の見直しフロー

◎改定版における都市計画道路の見直しフローは、以下のとおり。



6. 今後の予定

◎都市計画道路見直しの今後の予定は、以下のとおり。

時 期	予 定
3月	<ul style="list-style-type: none">「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン(改定版)」を県HPにて公開
4月～	<ul style="list-style-type: none">改定版の運用を開始関係する市町村への周知県内全域の見直し対象路線を抽出し、順次見直しに着手

【参考】見直し対象路線数について

【1巡目の見直し】

都市計画区域内
約400路線

見直し対象外
約210路線

※完成済または事業着手済の路線

見直し対象
約190路線

※未着手区間を有する路線

- 存続 約130路線
- 一部廃止 約40路線
- 全廃止 約20路線

約170路線
(2巡目の見直し)